

入札公告

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院内における洗濯機・乾燥機の設置について一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第5条の規定により公告します。

令和3年2月22日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田 量治

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院内における洗濯機・乾燥機設置事業者募集要項

山梨県立北病院（以下「当院」という。）の病棟内における患者サービスの向上を図るために、患者が利用する洗濯機・乾燥機の設置事業者を公募することとしますので、希望する者は次のとおり応募申込み願います。

1. 事業概要

洗濯機・乾燥機設置事業者は、当院が指定する場所を有償で借り受け、入院患者が利用するための洗濯機・乾燥機の設置・運営・管理を行う。

2. 応募資格

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

(1) 欠格要件のない者

次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 山梨県税（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）を滞納している者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③ 代表者が成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ④ すべての営業所・店舗において過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

(2) 200床以上の病院において、洗濯機・乾燥機の貸し出し等事業実績があること。

(3) 山梨県の委託役務及び物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者。

(4) この公告の日から入札の日までの間、山梨県において指名停止の措置がなされている者でないこと。

(5) 過去2年間に山梨県において契約の履行に当たり故意に物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者又は公正な競争の執行を妨げた者でないこと。

(6) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者でないこと。

3. 入札参加資格の審査

入札参加を希望する者で、2の(3)に該当しない者は、山梨県出納局管理課において入札参加資格審査申請に必要な書類（以下「申請書」という。）を受領し、必要事項を記入した上で添付資料とともに期限内に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

提出場所 山梨県出納局管理課調度担当
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1395

4. 病院の状況

- ① 病床数 188床
- ② 平均入院患者数 約140人/日（令和元年度実績）
- ③ 平均外来患者数 約244人/日（令和元年度実績）
- ④ 休診日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）

5. 公募物件

- 洗濯機・乾燥機 各22台
 - カード販売機 4台（病棟各1台）
 - カード精算機 1台（事務局隣の入院手続きスペース）
- ※ 設置期間中、病院運営の都合により機器の設置台数・場所が変更になる場合もある。

6. 参加申込手続き

(1) 申込み受付期間

令和3年2月22日（月）～令和3年3月8日（月）

(2) 申込みに必要な書類

- ① 参加申込書 (様式第1号)
- ② 欠格要件なきことの誓約書 (様式第2号)
- ③ 事業実績調書 (様式第3号)
- ④ 洗濯機・乾燥機の仕様一覧、外観図及び寸法図
- ⑤ 添付書類

- ・発行後1年以内の商業登記簿（履歴事項全部証明書）、個人事業主の場合は住民票謄本
- ・直近1年の決算書（貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの）
- ・直近1年以内の都道府県税に未納がない旨の証明書
- ・会社概要等

(3) 提出部数

正本1部、副本1部（コピー可）

(4) 申込み方法

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院 総務医事課 総務経理担当まで持参又は郵送により申し込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日年末年始を除く各日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、郵送の場合、最終日までに必着とする。

7. 貸付条件

(1) 機器の仕様

（別紙仕様書）のとおり。

(2) 病院で準備する設備

電源コンセント、給排水設備については既存の設備を使用できる。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間とする。

なお、洗濯機・乾燥機の入れ替え作業は賃貸借契約の締結後より行うことができるが、その時点で病棟に設置されている洗濯機・乾燥機の取り扱いについては、患者負担の軽減のため、病院と

既存の設備機器設置事業者及び新たな設備機器設置事業者と協議のうえ決定する。

(4) 貸付賃料

毎月のカード販売金額から精算金額を差し引いた純売上額に設置事業者が提示した販売手数料率を乗じた額とする。

(5) その他必要経費

次に掲げる洗濯機・乾燥機の設置管理に係る経費等は、全て事業者の負担とする。

- ① 設置管理経費
- ② 光熱水費（電気料、水道料は、使用実績に応じた額とする）
- ③ 使用済みプリペイドカード等運用過程で生じる廃棄物の処分費
- ④ 事業者の都合により機器の移設・交換が必要となった場合の経費
- ⑤ 設置管理にあたり、当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑥ 事業者の責めによる貸付施設・設備・備品の破損に係る修繕費
- ⑦ 賃貸借契約の終了に伴う貸付施設・設備・備品の原状回復費
- ⑧ その他必要経費

(6) 維持管理責任

業務実施に際しては、病院運営に支障が生じないように安全迅速に処理するとともに、患者等の安全に十分配慮し、次のことを遵守すること。

- ① 故障時の対応について、速やかに対応できる体制を整備しておくこと。
- ② 洗濯・乾燥の工程に要する価格は、市場を踏まえ適正な価格とすること。価格や一定額あたり使用可能時間の変更を行う際は、病院と協議すること。
- ③ 現有の洗濯機・乾燥機の入替え時を含め、使用条件に変更がある場合（価格体系の変更、一定額あたり使用可能時間の変更等）がある際は、患者に周知するための掲示物等を作成し、山梨県立北病院総務医事課総務経理担当了承のもと各設置場所に掲示すること。
- ④ 洗濯機と乾燥機の定期的な清掃を行うこと（定期的な清掃とは、機器筐体の外側拭き取り、機器内部のゴミ等取り除き、洗濯機ホコリ取りネット破損時の交換、乾燥機フィルター清掃、洗濯機パン及び排水口の清掃を指し、これらを月1回以上行うこととする）。また、清掃後は病院職員の確認を受けること。
- ⑤ 月1回、洗濯機と乾燥機の稼働回数を病院に報告すること。
- ⑥ 洗濯機と乾燥機が問題なく動作することを月1回以上点検すること。
- ⑦ 年1回、選択槽内の除菌作業を行うこと。
- ⑧ 病院が必要としたときには、機器のメンテナンス記録、商品補充記録、苦情対処記録（発生日時、苦情内容、対処内容等）を迅速に提出できるようにしておくこと。
- ⑨ その他、必要が生じた場合は、病院との協議に応じること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、または貸付契約が解除された場合は、自らの負担により速やかに原状回復すること。

8. 参加申込書添付書類の確認及び結果の通知

(1) 確認

参加申込書及び添付書類をもとに、募集要項の参加資格の要件を満たしているかを確認する。参加資格要件を満たさない場合は、販売手数料提案書の提出ができない。

(2) 確認結果の通知

参加申込書類を提出した事業者には、令和3年3月9日（火）付けで確認結果を郵送により通知する。

9. 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和3年2月22日（月）～令和3年3月3日（水）の午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第4号）により、受付期間内に持参又は郵送（書留郵便に限る）あるいはFAX（FAXの場合は到着を確認すること）のいずれかの方法によること。

(3) 回答方法

令和3年3月5日（金）までに山梨県立病院機構ホームページに掲載する

（山梨県立病院機構ホームページ <https://www.ych.pref.yamanashi.jp/kiko/>）

10. 現地説明会

応募資格者を対象にした現地説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は現地説明会参加申込書（様式第5号）を、令和3年2月26日（金）の午後5時までに郵送またはFAXにより提出すること（FAXの場合は到着を確認すること）。

(1) 日時 令和3年3月1日（月） 午前11時～

(2) 場所 山梨県立北病院2階 会議室

11. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月12日（金） 午前10時30分～

(2) 場所 山梨県立北病院2階 会議室

(3) 提出書類

① 販売手数料提案書（様式第6号） ※郵送による販売手数料提案書の提出は認めない。

② 委任状（様式第7号） ※代理人により応募しようとする場合のみ。

(4) 販売手数料提案書の投函方法

① 応募資格者は、販売手数料提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、募集物件全てを一括して提出すること。

② 応募は代理人に行わせることができるが、この場合には当日事前に委任状を提出すること。

③ 販売手数料提案書の提出及び手数料提案審査会場への入室は、原則として各応募資格者1名のみとする。

④ 販売手数料提案書の投函は2回とする。第1回目の投函で病院の規定する手数料率を超えない場合は、直ちに2回目の投函を行う。2回目で成立しない場合は、最高の販売手数料提案書を投函した者と随意契約の協議を行うものとする。

(5) 手数料提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提出した販売手数料提案書の書換え、引換又は撤回することはできない。

(6) 販売手数料提案の審査

① 販売手数料提案の審査は販売手数料提案書の提出締め切り後、応募資格者立ち会いのもとで行う。

② 販売手数料提案の審査に立ち会わなかった場合は、棄権したものとみなす。

(7) 販売手数料提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

① 応募資格がない者が提出したもの。

② 委任状を持参しない代理人が提出したもの。

③ 記名、押印を欠くもの。

④ 手数料率を訂正したもの、又は手数料率の記載が不鮮明なもの。

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの。

- ⑥ 談合その他の不正行為により提出したと認められるもの。
- ⑦ その他手数料提案審査に関する条件に違反したもの。

(8) 設置事業者の決定

予定価額に準ずる病院の予定する手数料率を定め、これを越えて最も高い手数料率を提案した者を設置事業者に決定する。なお、最も高い手数料率の提案が複数あった場合には、くじ引きにより設置事業者を決定する。

12. 選定対象からの除外、内定の取り消し

次の場合には、選定対象から除外もしくは設置事業予定者の内定を取り消す。

- ① 提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ② 契約締結までに資金事情の変化等により洗濯機・乾燥機の設置が確実でないと当院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。

13. 契約手続き

選定された設置事業者と「洗濯機・乾燥機設置に関する賃貸契約書」に基づく契約を締結する。

14. その他

- ① 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類については、今回の洗濯機・乾燥機設置事業者選定の目的以外には使用しない。
- ② 書類の作成・提出、貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、山梨県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、開示することがある。

(書類等の提出・問い合わせ先)

〒407-0046

山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

山梨県立北病院 総務医事課 総務経理担当

電話 0551-22-1621 (内線240)

FAX 0551-23-0672